

令和8年度（2026年度）熊本縣市町村DX推進支援専門員 募集支援業務委託に係る公募型プロポーザル実施要項

1 業務の目的

本業務は、県内市町村におけるDX推進のため市町村に派遣する特別職非常勤職員「市町村DX推進支援専門員」（以下、「専門員」という。）の募集に当たり、市町村のニーズに沿ったデジタル人材を確保するため、当該人材の紹介等を行う事業者を公募型プロポーザルにより複数者選定し、複数者と同時に成功報酬型の契約を締結することで、短期間で確実に適任者を確保することを目的とする。

2 業務概要

(1) 業務名

令和8年度（2026年度）熊本縣市町村DX推進支援専門員募集支援業務委託

(2) 委託方法

公募型プロポーザル方式で参画事業者を複数者選定後、複数者と同時に随意契約を締結する。参画事業者は5者を上限とする。

※ 本委託は以下のとおり成功報酬型で実施するため、契約及び成功報酬支払いの条件についてあらかじめ了承の上、応募すること。

- ・委託料の支払いは成功報酬型とし、専門員の任用開始の日から3か月を経過した日をもって委託の成果とする。
- ・任用に至った候補者を最初に紹介した受託者に限り、成功報酬の支払いを行う。
- ・専門員が任用開始から3か月以内に本人の都合で退職した場合、県は同者を紹介した受託者に対し、1回に限り、次の候補者紹介に係る業務を依頼することができるものとする。その際、受託者は同業務委託契約の範囲内で業務を実施することとし、次に紹介した候補者の任用開始をもって委託の成果とする。

※ この公募は、熊本県の令和8年度当初予算の成立を前提とした準備手続であり、熊本県議会において当該予算案の減額・否決の決議がなされた場合、本プロポーザルの結果にかかわらず、事業を実施しない場合がある。

(3) 業務内容

別紙「令和8年度（2026年度）熊本縣市町村DX推進支援専門員募集支援業務委託仕様書」のとおり

(4) 委託期間

契約締結の日から令和9年（2027年）3月31日（水）まで

(5) 委託契約金額の上限

金2,819,520円（消費税及び地方消費税を含む）以内

※ この金額は、提案に当たっての目安（上限）を示すものであり、契約時の予定価格を示すものではありません。

3 事業スケジュール（予定）

令和8年2月17日（火）	企画提案参加者募集開始
2月25日（水）正午	質問書提出期限
3月4日（水）正午	参加表明書提出期限
3月11日（水）正午	企画提案書提出期限
3月13日（金）	審査会（プレゼンテーション）
3月16日（月）	受託候補者決定（複数者）
3月16日（月）以降	受託候補者との打合せ （契約内容及び仕様書確定）
3月18日（水）以降	見積徴取
4月1日（水）以降	契約締結、業務開始
7月1日（水）	専門員任用開始（※最短の場合）
令和9年3月31日（水）まで	事業完了、業務完了報告

4 担当部局

〒862-8570 熊本県熊本市中央区水前寺6丁目18-1
熊本県企画振興部デジタル戦略局デジタル戦略推進課 地域デジタル化推進班
Tel : 096-333-2145 (直通)
Email : dejisuishin@pref.kumamoto.lg.jp

5 受託者の要件

次に掲げる条件の全てを満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の規定による再生手続開始の申立をした者又は同条第2項の規定による再生手続開始の申立をされた者
 - イ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項の規定による更生手続開始の申立をした者又は同条第2項の規定による更正手続開始の申立をされた者
 - ウ 国又は地方公共団体による指名停止処分の期間中である者
- (3) 消費税及び地方消費税並びに都道府県税において未納がない者であること。
- (4) 宗教活動や政治活動を活動目的としていないこと。
- (5) 当該法人の役員が、次の各号のいずれにも該当する者でなく、かつ、次のイ及びウに掲げる者がその経営に実質的に関与していないこと。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - エ 当該法人若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目

- 的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的
又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係にある者
キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

6 応募手続き

(1) 参加表明書等の提出

① 提出方法

下記の URL（電子申請システム）から表明すること。

URL : <https://logoform.jp/form/x4b6/1425562>

② 要添付書類

ア 会社概要の分かるパンフレット等

イ 登記事項証明書（個人事業主の場合は本籍地の市町村からの身分証明書）

※写し可、提出日前3か月以内に発行された現在事項証明書

ウ 直近一事業年度分の貸借対照表及び損益計算書 ※写し可

エ 国税及び都道府県税の滞納がないことの証明書

※写し可、提出日前3か月以内に発行された証明書

(ア) 消費税及び地方消費税に未納がないことの証明書

(イ) 都道府県税に未納がないことの証明書

・ 熊本県内に本店又は支店等がある場合は、各広域本部、各地域振興局
又は県自動車税事務所のいずれかで発行する熊本県税（全般）について
未納がない旨の証明書

・ 熊本県内に本店又は支店等がない場合は、本店所在地の都道府県が発
行する都道府県税に未納がないという証明書（「都道府県税に未納がな
い」という証明書が発行されない場合は、法人住民税及び法人事業税・
地方法人特別税についての直近の事業年度分の納税証明書）

※(ア)(イ)それぞれを提出すること。

(補足)

令和7年度（2025年度）熊本県の入札参加資格を有している者は、上
記イからエまでの書類を省略可能。

なお、共同企業体として本プロポーザルに参加する応募者の場合は、参加表明の提出
者は代表となる構成員が担うものとし、参加表明フォームQ3に共同企業体である旨及
びその構成員を記載すること。代表構成員以外の構成員の上記イからエまでの書類につ
いては、※印の扱いに準拠する。

③ 提出期限

令和8年（2026年）3月4日（水）正午まで（必着）

④ 参加資格の決定及び通知

参加資格の確認については参加表明書等の提出期限日をもって行うものとし、結果（参加資格がないと認めた場合はその理由も含む）については書面により通知する。なお、参加資格を認めた者であっても当該確認後に参加資格を満たさないことが明らかになったときは当該参加資格を取り消す。

（2）質問及び回答

① 質問方法

下記の URL（電子申請システム）から提出すること。

URL：<https://logoform.jp/form/x4b6/1425680>

② 質問受付期間

公募開始日から令和8年（2026年）2月25日（水）正午（必着）

③ 質問への回答

質問及び回答内容は熊本県のホームページで公開する。

（令和8年（2026年）3月2日（月）予定）

（3）企画提案書等の提出

① 提出方法

下記の URL（電子申請システム）から提出すること。

URL：<https://logoform.jp/form/x4b6/1425725>

② 提出書類

ア 企画提案書（A4横、10ページ程度）

以下（ア）～（ク）の項目について、実際の事業をイメージできるように画像や図表等も用いて提案すること。

（ア）表紙

（イ）業務実績（デジタル分野の人材紹介実績、自治体における業務実績）

（ウ）専門性・理解度（DX・情報システムに関する理解、本業務の目的・背景の理解度）

（エ）人材探索・選定スキル（データベース数、探索・選定方法の妥当性）

（オ）業務内容・実施体制（業務内容の明確さ、人員体制・フォロー体制）

（カ）本委託業務のスケジュール

（キ）参考見積額

（ク）上記以外で本委託業務に対する貴社の考え等があれば記載すること

イ 事業者の取組に関する申出書（様式第1号）

※別表「審査基準表」⑦に記載の「評価項目・申出内容」に該当がない場合、提出不要。

③ 提出期限

令和8年（2026年）3月11日（水）正午まで（必着）

7 受託者の選定方法

（1）選定方法

以下のとおり提案者のプレゼンテーションによる審査を行い、高く評価された提案者のうち上位5者を上限として受託候補者として選定する。

日時や場所の詳細については、提案書記載の連絡先に電子メールで通知する。

（2）プレゼンテーションの実施

① 日時

令和8年（2026年）3月13日（金） ※開始時間等詳細は別途連絡

② 場所

熊本県庁内会議室（オンラインでの実施も可）

③ プレゼンテーションの持ち時間

提案者1者につき30分（最初の15分で提案者による準備・説明、その後、残り15分で審査員による質疑）を予定。

プレゼンテーション当日は、事前に提出した企画提案書等のみの使用とし、追加資料の配布は不可とする。

（3）審査基準

- ・ 別表「審査基準表」のとおり。
- ・ 審査会は複数の参画事業者を決定することを目的とし、参画事業者は5者を上限として決定する。
- ・ 各審査員の評価点の合計点数を総合評価点とし、総合評価点が高い順に5者を上限として受託候補者を決定する。
- ・ 総合評価点の平均（総合評価点を審査員数で除した点数）の最低点を60点とし、60点に満たない提案は選定から除外する。

8 契約

（1）契約

審査会で受託候補者として選定された者と県との協議により、委託上限金額の範囲内でそれぞれ契約を締結する。ただし、協議が整わない場合又は受託候補者が辞退した場合は、審査会において次点とされた提案者と協議の上、契約を締結する場合がある。

なお、契約に際しては仕様書の内容を一部変更する場合がある。

(2) 契約保証金

受託者は、契約締結に際し熊本県会計規則第77条第1項の規定により契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付するものとする。但し、受託者が同規則第78条各号に該当する場合はこの限りではない。

なお、納付された契約保証金は、契約の相手方が契約上の義務を履行したとき又は成果対象外となり契約を解除したときに還付する。

9 その他の留意事項

- (1) 手続において使用する言語は日本語、通貨は日本国通貨によるものとする。
- (2) 一度提出のあった書類については、原則として差し替えを認めない。
- (3) 提出された提案書は、業務関係資料の保存のため、返却しない。また、不採用となった提案者の企画は一切転用しない。
- (4) 提案書の作成、提出及び選考に要する一切の費用は、提出者の負担とする。
- (5) 受託者の選定のため、提出された提案書の写しを作成し、使用することがある。
- (6) 提出された提案書は、熊本県情報公開条例（平成12年9月27日条例第65号）に基づき公開することがある。
- (7) 提案に際しては、受託候補者として採用されないこともある点に十分留意し、関係者とトラブルがないようにすること。
- (8) 次の事項に該当する場合は、無効又は失格となることがある。
 - ア 関係書類の提出方法、提出先又は提出期限が守られなかったとき。
 - イ 関係書類に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないとき。
 - ウ 関係書類に記載すべき事項以外の内容が記載されているとき。
 - エ その他、協議の結果、審査を行うに当たって不相当と認められるとき。
- (9) 審査で上位5者以内の評価を受けた者であっても、参加資格を満たしていない場合は、契約締結しないこととする。
- (10) 審査で受託候補者として選定した後に、提案内容を適切に反映した仕様書を作成するために、その者に対して業務の具体的な実施方法について提案を求めることがある。
- (11) 参加者が5者以内であった場合でも、本プロポーザルでの選定は実施する。
- (12) 参加表明手続きを行った後、都合により企画提案に参加しないこととなった者は、下記のURL（電子申請システム）から届出を行うこと。
URL:<https://logoform.jp/form/x4b6/1425739>
- (13) 熊本県における令和8年度当初予算が成立しなかった場合は、本業務を中止することがある。

なお、中止になった場合においては、提案書の作成・提出及び本業務の準備に要した費用については、一切補償しないものとする。

10 問い合わせ先

〒862-8570 熊本市中央区水前寺6丁目18番1号

熊本県企画振興部デジタル戦略局

デジタル戦略推進課 地域デジタル化推進班 角野

TEL : 096-333-2145

E-Mail : dejisuishin@pref.kumamoto.lg.jp

審査基準表

	評価項目	主な審査・評価内容	配点
①	業務実績 (25点)	<ul style="list-style-type: none"> デジタル分野の人材紹介・支援実績があるか。 人材紹介のみならず、自治体における業務実績があるか。 	25
②	専門性 ・ 理解度 (25点)	<ul style="list-style-type: none"> DX・情報システムに関する理解があるか。 自治体業務に関する理解があるか。 本業務の目的・背景を理解しているか。 	25
③	人材探索・ 選定スキル (20点)	<ul style="list-style-type: none"> 人材データベース数は十分か。 人材要件整理の方法は適切か。 要件に合う適任者を確保・選定する知見やノウハウを有しているか。 	20
④	業務内容 ・ 実施体制 (10点)	<ul style="list-style-type: none"> 業務を短期間で確実に遂行できる体制になっているか。 業務フロー・業務内容は明確か。 人員体制・フォロー体制は適切か。 	10
⑤	スケジュール (6点)	<ul style="list-style-type: none"> 確実に業務を履行できるスケジュールになっているか。 県及び市町村と人材要件を整理する時間等が十分に確保されているか。 	6
⑥	参考見積 (6点)	<ul style="list-style-type: none"> 内容に見合った適切な見積額となっているか。 	6
⑦	事業者の取組 (公告日現在) (8点)	<ul style="list-style-type: none"> 熊本県ブライト企業の認定を受けているか。 	1
		<ul style="list-style-type: none"> 障害者就労施設等からの物品及び役務の調達実績（当該年度又は前年度）があるか。 	1
		<ul style="list-style-type: none"> 協力雇用主登録制度に登録しているか。 	1
		<ul style="list-style-type: none"> 事業活動温暖化対策計画書制度の対象事業者（義務及び任意）、エコアクション21、RE100、再エネ100宣言RE Actionのいずれかの認証等を受けているか。 	1
		<ul style="list-style-type: none"> 森林吸収量認証書の交付実績（当該年度又は前年度）があるか。 	1
		<ul style="list-style-type: none"> 熊本県渋滞対策パートナー登録制度に登録しているか。 	1
		<ul style="list-style-type: none"> 熊本県SDGs登録制度に登録しているか。 	1
		<ul style="list-style-type: none"> パートナーシップ構築宣言をポータルサイトに登録しているか。 	1
			100

※⑦事業者の取組は「(様式1)事業者の取組に関する申出書」の評価項目を基に評価する。